

## アロー印刷株式会社 行動計画

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女とも全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うために、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間

2.目標と取組内容・実施時期

<次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法共通の目標>

目標 1

社員一人当たりの有給取得日を7日以上とする

<実施時期・取組内容>

令和3年 4月～ 社員の有給取得率を計算

令和3年 10月～ 有給取得及び予定状況を見えるようデータ化する

令和4年 1月～ アニバーサリー(誕生日・結婚記念日等)休暇を導入する

目標 2

男性社員の育児休業の取得を促進する

<実施時期・取組内容>

令和3年4月～ 男性社員の育児休業取得に関する制度を周知する

令和3年7月～ 出産予定などの情報が入ったら、早めに相談し育児休業の取得を勧める

令和4年1月～ 育児休業取得者や子育ての体験談を社内で共有する

目標 3

全社員の<sup>に</sup>占める女性の割合を35%以上とする

<実施時期・取組内容>

令和3年 10月～子育て・介護・通院等がしやすい柔軟な働き方を検討する

令和4年 10月～女性がいらない部署への仕事内容を見直し配置する